



公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成 9 年 9 月 10 日

管 第 5 1 0 号
平成 9 年 9 月 10 日

部内各課（室）長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

様

土 木 部 長

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（通知）

このことについては、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」（平成 6 年 3 月 18 日付発管第 241 号）により、建設副産物の再利用を図っているところですが、このたび、建設副産物のより一層の利用促進を図るため、別添のとおり要領を一部改正するものです。

ついては、土木部の発注する工事について、当面の運用として平成 9 年 9 月 16 日からこの要領に基づき事業の適切な執行を図ってください。

また、既に発注済みの工事で変更契約が可能な箇所については、別添の要領に従い再生資材を使用することとしてください。

公共建設工事における再生資源活用実施要領

1 目 的

「再生資源の利用の促進に関する法律」が平成 3 年 10 月 25 日から施行されており、建設工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物の再生利用を図ることにより、資源の有効利用と廃棄物の発生の抑制に資することが重要な課題となっている。

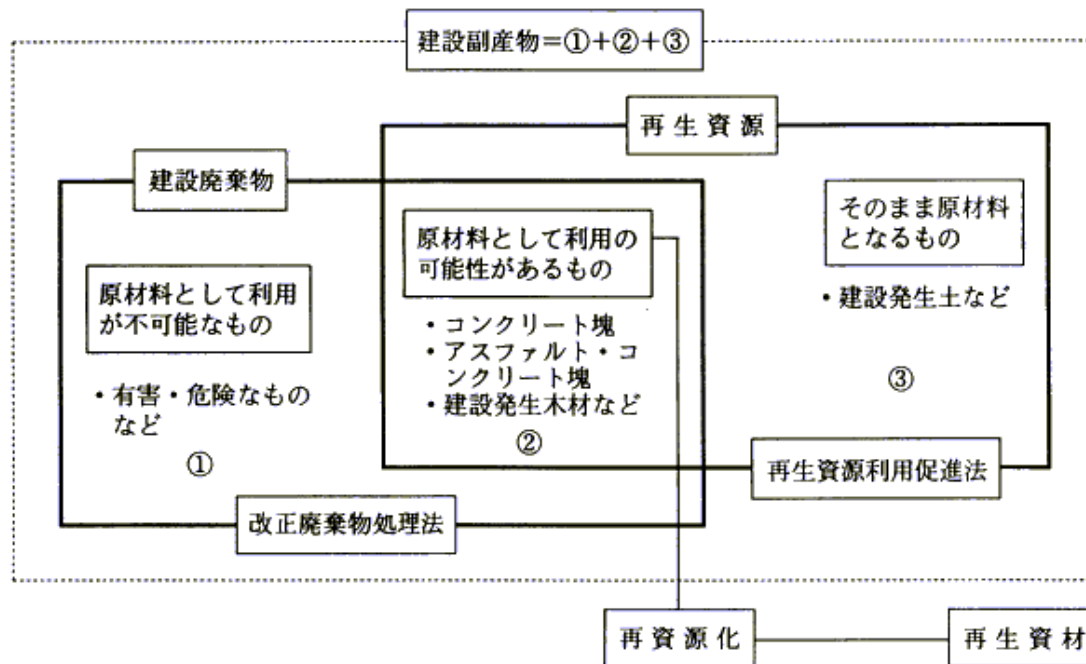
このため、今後、建設工事に伴って発生する建設副産物の再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進及び建設副産物の発生の抑制を一層図る目的で、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」を定める。

2 用語の定義

用語の定義は次による。

- ・建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られたものをいう。
- ・再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することのできるもの又はその可能性のあるものをいう。
- ・再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。
- ・再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- ・指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものであり、建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。
- ・建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物に該当するものをいう。

建設副産物と再生資源、建設廃棄物との関係



3 建設副産物の利用（再資源化）の促進

建設副産物を再生資源として利用の促進を図ることについては、以下のとおりとする。

(1) 対象副産物及び対象工事

本実施要領は、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の指定副産物を対象とし、土木部が発注する補助、単県の全ての公共建設工事を対象に実施するものとする。

(2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の工事現場からの搬出

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。この再資源化施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定による中間処理業の許可を有している必要がある。

工事積算にあたり再資源化施設側と受入れ状況等について協議するものとし、再資源化施設側から書面により再資源化施設の受入れ能力の限界を越える等の回答があった場合は、他の処理方法を妨げない。

積算については、指定する再資源化施設までの運搬費と処分費を計上することとし、現場説明書において、受入れ場所、受入れ時間帯、受入れ費用、受入れ条件等を施工条件明示する。

また、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がないが、工事現場から40km以内に指定副産物（コンクリート塊）を利用する他の公共工事がある場合は、この公共工事現場へ搬出する。

(3) 建設発生土の工事現場からの搬出

その際、建設工事現場へ搬出するコンクリート塊の最大粒径は30cm以下とする。なお、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設及び指定副産物（コンクリート塊）を利用する他の公共工事がない場合においても、最終処分場へ搬出する経費と比較して適切と判断されれば、再生資源として利用の促進を図ることとする。

(3) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用する他の建設工事（民間建設工事を含む）があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、原則としてこの建設工事現場へ搬出する。

なお、建設残土処理協議会で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

また、工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用する他の建設工事（民間建設工事を含む）がないが、工事現場から30km以内に（財）鳥取県建設資源利用センター事業所がある場合は、同センター事業所へ搬出する。

4 再生資材等の使用の促進

公共建設工事における再生資材等の使用については、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は再資源化を図った量と同程度の再生資材の使用に努めることとし、以下のとおりとする。

(1) 使用再生資材

- コンクリート再生材
 - ・再生クラッシャーラン（RC - 40, 30, 20）
 - ・再生コンクリート砂（RS）
 - ・コンクリート雑割材
- アスファルト・コンクリート再生材
 - ・再生加熱アスファルト混合物
 - ・再生クラッシャーラン（RC - 40, 30, 20）

(2) 再生資材の使用の方針

再生資材の使用の方針は次のとおりとする。

なお、補助、単県事業において原則として再生資材を使用するものとしている工種については、再生資材の使用に当たり、請負者は再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は品質の確保ができない場合には新材使用に設計変更する。

モデル事業の実施箇所は、主管課と土木事務所等との協議により決定することとする。

再生クラッシャーラン

再生クラッシャーランの使用箇所は、補助、単県公共事業を対象とし、工事現場から40km範囲内に再資源化施設がある場合は、次の工種について原則として使用することとする。

- ・小構造物の基礎材 コンクリートブロック積、側溝、擁壁（重要構造物を除く）の基礎材
- ・裏込め材 コンクリートブロック積、擁壁（重要構造物を除く）の裏込め材
- ・仮設道路の路盤材
- ・舗装の路盤材料 下層路盤

再生コンクリート砂

再生コンクリート砂の使用箇所は、当面単県公共事業に限定し、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は次の工種についてモデル事業として実施する。

- ・しゃ断層、埋戻材、置換材
 - 再生加熱アスファルト混合物
- 工事現場から40km以内及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生加熱アスファルト混合物を使用する。

使用箇所については、次のとおりとする。

- ・補助公共事業：イ）アスファルト舗装要綱の交通区分における表層、基層（改質 型を除く）およびアスファルト安定処理

ロ）簡易舗装の表層

ハ）歩道、園路、駐車場等の表層

ニ）仮設道路等の表層

- ・単県公共事業：イ）全ての事業

コンクリート雑割材

雑割材の使用箇所は、補助、単県公共事業を対象とし、次の工種について実施する。

- ・詰 石 材 蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等の詰石

- ・基礎・裏込栗石材

- ・路体盛土材、埋戻材

なお、詰石材、基礎・裏込栗石材については、モデル事業として実施する。

また、路体盛土材については、コンクリート雑割材の最大粒径は30cm以下かつ混入率（重量比）30%以下の範囲になるように、適切な施工管理及び監督を徹底すること。

（３）適用基準

適用基準は次のとおりとする。

鳥取県土木工事共通仕様書

アスファルト舗装要綱（日本道路協会）

プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準（案）

建設発生土利用技術マニュアル（土木研究センター）

（４）設計図書における指定と特記仕様書

再生資材の使用及び品質については、別記１、別記２、別記３、別記４の特記仕様書に記載すること。

（５）積算上の扱い

再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記収されていない再生資材の単価は見積りに基づき決定すること。

再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上すること。

歩掛等については、新材と同等の扱いとする。

工事発注後、再生材が必要量確保できない等やむを得ない事情により新材を使用するようになった場合は設計変更を行う。

５ 施工計画における取扱い

再生資源利用促進計画（別記５）および再生資源利用計画（別記６）を作成するとともに、建設廃棄物処理計画書（別記７）を作成し、施工計画書に盛り込み提出させることとする。

なお、再生資源利用促進計画および再生資源利用計画の作成は、再生資源利用促進法第10条関係省令第

８条第１項及び法第18条関係省令第７条第１項に定める規模以上の場合とする。（別記８）

６ 実施要領の適用

この実施要領は平成６年４月１日から適用するものとする。

（平成９年９月16日一部改正）